

研究セキュリティの確保に係る取組のための手順書（原案）

～重要技術の流出防止等のガイドライン～

1		
2		
3		
4		
5	はじめに	2
6	Ⅰ 研究セキュリティの確保に係る取組の基本的な枠組み	3
7	第1章 研究セキュリティの確保に係る取組の基本的な対応方針	3
8	1-1. 基本的な考え方	3
9	1-2. 本手順書の位置づけ・性格	5
10	第2章 研究セキュリティの確保に係る取組の基本的な枠組み	6
11	2-1. 基本的な枠組み	6
12	2-2. 対象となるプログラム	7
13	2-3. リスクマネジメントの手順	9
14	2-4. リスクマネジメントの範囲	10
15	2-5. チェックリストの作成	11
16	2-6. 手順書違反が生じた場合の対応	13
17	第3章 関係者に求められる事項	14
18	3-1. 政府に求められる事項	14
19	3-2. 資金配分機関に求められる事項	16
20	3-3. 研究機関に求められる事項	18
21	3-4. 研究者に求められる事項	19
22	Ⅱ 研究セキュリティの確保に係る具体的な取組（※年度後半に詳細について議論）	20
23	第1章 リスクマネジメントの具体的な手順	20
24	1-1. 研究機関によるリスクマネジメントの実施事項	20
25	1-2. 資金配分機関によるリスクマネジメントの実施事項	27
26	1-3. 研究者によるリスクマネジメントの実施事項	28
27	第2章 相談窓口の役割	29
28	おわりに	30
29	参考資料	31
30	(1) 用語の定義	31
31	(2) 国際的な動向	32
32	(3) ご協力頂いた有識者	34
33		
34		

1 はじめに

2 科学技術・イノベーションを推進していくためには、国際的に開かれたオープンで自由な研究環境にお
3 いて、多様なパートナーと協働していくことが不可欠である。我が国も、こうした理念に基づいて、長年
4 にわたって様々な研究を支援してきた。各研究機関は、公費で支援された研究成果を広く公開すること
5 で、我が国の社会・経済の発展はもとより、グローバルな課題の解決にも大きく貢献してきた。

6 一方で、今や科学技術における優位性の確保は、国の経済安全保障にも関わる重要な要素となってお
7 り、世界の研究開発競争は激化の一途をたどっている。そうした中で、一部の組織や行為者が、我が国が
8 堅持してきたオープンで自由な研究環境という理念に付け込んで、重要な技術を不正に窃取すること等
9 により、科学技術における優位性を得ようとする動きも生じている。

10 そのため、近年では、G7各国や同志国等においては、重要技術の流出防止を図るため、従来から行っ
11 てきた安全保障貿易管理等の枠組みにとどまらず、共同研究者や共同研究機関に対するデュー・ディリ
12 ジェンスを実施し、リスク軽減措置を講じるといった、一段レベルの高い研究セキュリティ対策の取り
13 組みが始められている。

14 我が国としても、これまでのような研究環境を維持する一方で、悪意のある組織や行為者から研究成果
15 を保護し、健全な研究コミュニティの活動を引き続き行っていくことができるようにする必要がある。
16 そのため、国の競争的研究開発プログラムのうち、経済安全保障の観点から技術流出を防止する必要が
17 あるものを対象として、諸外国の先進的な取組と同等の研究セキュリティの確保に係る取組を行うこと
18 とした。

19 もっとも、研究セキュリティの確保については、我が国においても新たな取組となる。そのため、G7
20 各国等における取組を参考としつつ、我が国の研究現場の実情等も踏まえた実行性のある取組となるよ
21 うに、有識者の方々からのご助言・ご指摘をいただきながら検討を進めてきたが、今般、研究セキュリ
22 ティの確保に係る取組について、基本的な方針や枠組みについて中間的な整理を行ったところである。今
23 後、本手順書（原案）を踏まえて、各事項について更に検討を深め、今年度末に向けて手順書（第一版）
24 として取りまとめる予定である。

25

1 | 研究セキュリティの確保に係る取組の基本的な枠組み

2 第1章 研究セキュリティの確保に係る取組の基本的な対応方針

3 1-1. 基本的な考え方

4 (1) 本手順書の目的

5 本手順書は、我が国の研究機関¹²や研究者が国際共同研究等を行う際に、相手方等を含め信頼できる
6 パートナーであることを確認し、安心して研究に取り組むことができるよう、従来から行われてきた研
7 究インテグリティの取組の徹底の上に、研究セキュリティの確保に係る取組を構築するため、研究機関
8 等が取るべき手続を整理して示すものである。手順書に基づいた手続を実施することを国際社会に示
9 すことにより、我が国の研究機関が G7 諸国等の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研
10 究等を円滑に進めることができる。また、本手順書に基づく対応は、我が国の経済安全保障上の重要技術
11 が、研究機関や研究者が意図しない形で流出することを防ぎ、国益を保護することにも資するものであ
12 る。

13

14 (2) 合理的なリスクマネジメントの必要性

15 研究機関で行われている研究の中には、経済安全保障上の重要技術に関する研究も含まれる。一方で、
16 そうした研究については、国内外の様々な研究者や共同研究を行う企業など、多様なステイクホルダー
17 が関わっていることも多く、研究のプロセスの中で、研究者が意図しない形で重要技術に関する情報が
18 流出するリスクが常に存在する。そのため、国際共同研究等を行うに際しては、相手方が信頼できるパート
19 ナーであるかどうかを判断すること（デュー・ディリジェンス）が必要となる。また、相手方が行っ
20 ている研究の内容や共同研究等を行う目的、研究資金の獲得状況、他機関等からの兼業や称号の付与等の
21 情報を収集・確認した上で、想定されるリスクに適切に対処していくこと（リスクマネジメント）が求め
22 られる。

23 もっとも、各研究機関等において、どれだけ多くの情報を集めたとしても、相手方が信頼できるパート
24 ナーであるかどうかを確実に判断できる保証はない。それにもかかわらず、各研究機関や研究者にリス
25 クをゼロにするような結果（「ゼロ・リスク」）を求めるとすれば、相手方の情報を確認するために多大な
26 労力やコストをかけることになったり、研究者や研究機関が、国際共同研究等に過度に抑制的になっ
27 たりするなど、研究現場に悪影響が生じる可能性がある。結果として、研究に支障をきたすようなことにな
28 れば、本末転倒である。そのため、本手順書では、研究機関等においてゼロ・リスクを求めることとはせ

¹ 研究機関とは、国又は資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。

² 本原案については、研究成果の公開を前提とする競争的研究費を対象とすることから、主に大学等を想定して検討を行ってきた。今後、年度後半の議論では、関係省庁と連携の上、民間事業者等における研究セキュリティの確保について、民間事業者等の視点も含めた検討を行う予定である。

1 ず、経済安全保障上の観点及び研究現場における実効性の観点から、対象とする技術を絞り、リスクの程
2 度に応じた合理的な対処を求めることとし、同時に、リスクマネジメントの標準的な手続きを示すこと
3 で、研究機関等において過度な負担が生じないようにするものである。

4 なお、相手方が信頼できるパートナーであるかどうかを判断するにあたって、国籍や人種、宗教・文化
5 等を理由とした差別的な取扱いがあってはならないことは当然である。

6

1 1 - 2. 本手順書の位置づけ・性格

2 本手順書については、以下のような位置づけ・性格のものとする。

3

4 (1) ガイドラインとしての位置づけ

5 本手順書が対象とするリスクマネジメントについては、研究分野・領域の特性や対象となる技術の成熟
6 度 (Technology readiness level : T R L)、研究機関の実情等により、研究機関や研究者の対応が異なり
7 得ることを踏まえると、状況変化に柔軟に対応できる枠組みとすることが望ましい。また、G7 各国にお
8 いても、法令ではなくガイドラインとして策定することが一般的であることから、我が国においても、法
9 令としてではなく、国や資金配分機関 (競争的研究費の配分を行う政府の各部局及びファンディング・エ
10 ージェンシー (F A))、研究機関、研究者に対して、取組の手法や考え方の枠組みを示し、遵守すべきガ
11 イドラインとして位置付けることとする。

12

13 (2) 最低限とるべき措置

14 本手順書は、経済安全保障上の重要技術の流出防止を図るとともに、信頼のおける国際協力の確保のため
15 めに、国や資金配分機関、研究機関、研究者が最低限とるべき措置を示すものである。法令等に抵触しな
16 い範囲において、付加的な措置をとることを妨げるものではない。

17

18 (3) 可変的性格

19 本手順書 (本手順書が参照する「重要技術領域リスト」(別添資料1)を含む)については、科学技術
20 の発展やサプライチェーンを含めた国際情勢の変化等に伴って、随時見直すべき性質のものである。そ
21 のため、本手順書については、今後も研究機関や研究者コミュニティとの対話をしながら、必要に応じて
22 見直しを行っていくものとする。

23

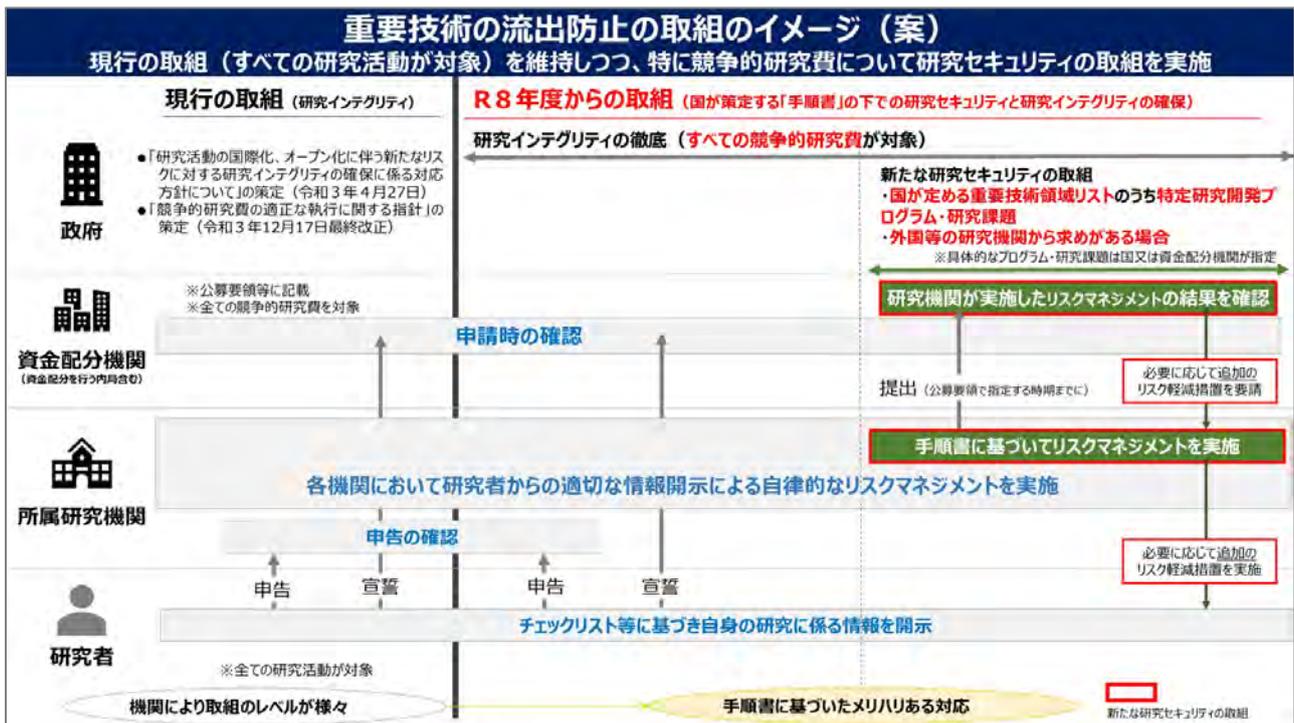
1 第2章 研究セキュリティの確保に係る取組の基本的な枠組み

2 2-1. 基本的な枠組み

3 近年、各研究機関及び研究者においては、研究インテグリティの考え方が浸透してきており、全ての研
4 究分野において、研究者は自身の研究活動に係る必要な情報について所属している研究機関に開示を行
5 うとともに、研究機関においては自律的にリスクマネジメントを行うようになってきている。こうした
6 取組については、今後も着実にやっていくことが必要である。

7 一方で、研究セキュリティを確保しながら国際共同研究等を進めていくためには、新たにパートナーと
8 なる研究者や研究機関等について、信頼できる相手方なのかを確認し、想定されるリスクを踏まえた上
9 で、適切なリスクマネジメントを行うことが求められる。そのため、本手順書においては、G7 各国等の
10 取組状況を踏まえながら、経済安全保障上の重要技術³に関する競争的研究課題と位置付けた研究につい
11 て、下図●の通り、資金配分機関が関与する仕組みを設けることとする。

12 【図●重要技術の流出防止に係る基本的な枠組み】



14
15

³ 対象とする技術領域については、p. ○ (別紙) 参照

1 2-2. 対象となるプログラム

2 本手順書が求めるリスクマネジメントの対象は、研究成果の公開を前提とする競争的研究費⁴のうち、
3 「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特
4 に技術流出の防止が必要として国又はFAが指定する研究開発プログラム⁵とする（以下、「特定研究開
5 発プログラム」という）。

6 対象とするプログラムの考え方のイメージについては、図●に示すとおり、競争的研究費のうち一部で
7 ある。

8
9 【図● 本手順書において対象とするプログラムの考え方】



10
11

12 「重要技術領域リスト」は国が定めることとし、当面、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果
13 の適切な活用に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）」において調査研究を実施する技術領域
14 の参考として定めた20分野（別紙参照）とする。今後、重要技術領域リストが策定された場合には、そ
15 れに従うこととする。

16 「特定研究開発プログラム」として指定する対象を競争的研究費で実施する研究開発プログラムとし
17 ているのは、それらが、国が特定の政策目的をもって予算措置をしているものであり、その研究成果の流
18 出を防止すべき必要性が特に高いことによる。

19 当面は、競争的研究費で実施する研究開発プログラムに基づいて行われる研究を対象とすることとす
20 る。もとより、国立大学運営費交付金等の公的資金に基づいて行われる研究等についても、研究者が意図

⁴ 大学、研究開発法人、民間企業等において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの。従来、競争的資金として整理されてきたものを含む。（「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）より）内閣府ホームページ「競争的研究費制度」に、競争的研究費制度の一覧を掲載している

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>（確認日：2025/7/2）

⁵ プログラム全体ではなく、プログラムのうち一部の研究課題のみを指定する場合も含めて「特定研究開発プログラム」と呼ぶ。

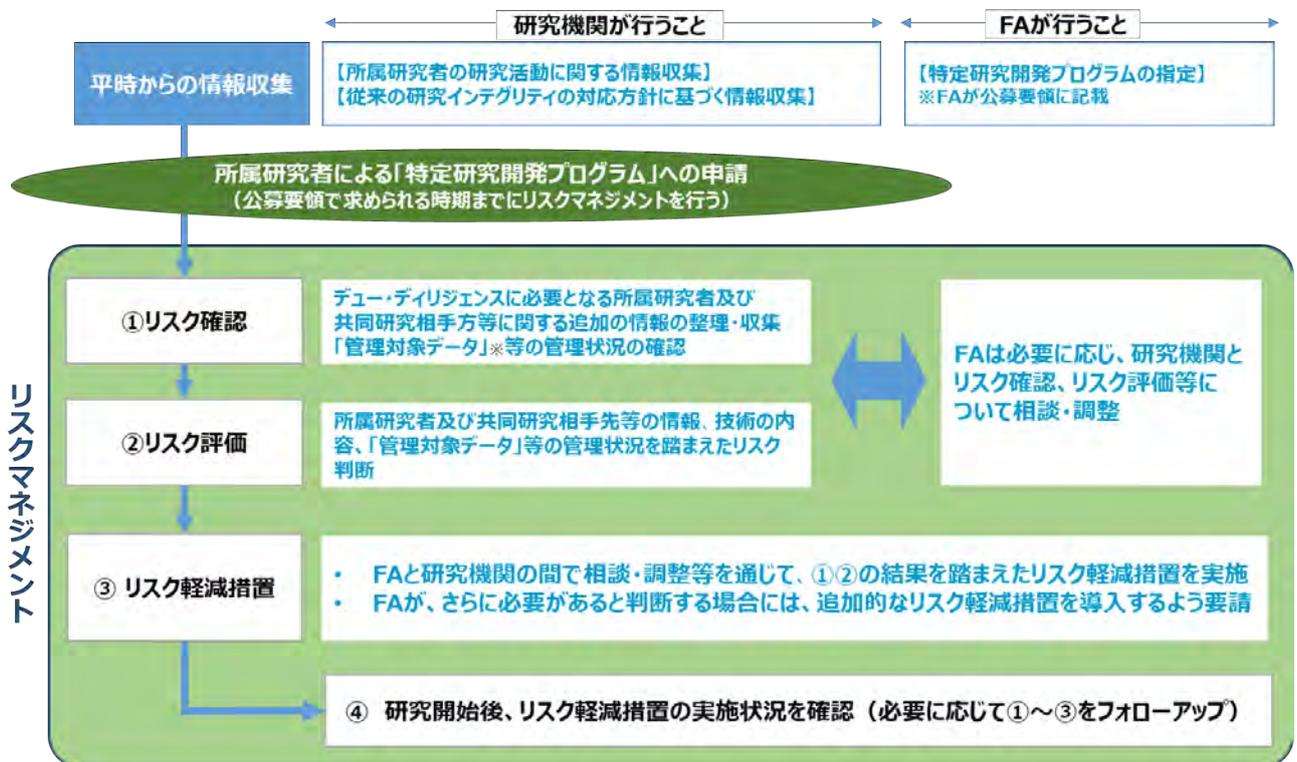
- 1 しない形で研究成果が流出することを避けることは重要であり、これらの資金に基づいて行われる研究
- 2 についても、本手順書に準じた形でリスクマネジメントが行われることが望ましい。
- 3 なお、外国との共同研究プログラム等の研究に関し、外国の研究機関等から研究セキュリティ対策を求
- 4 められた場合についても、上記の考え方を準用するものとする。

1 2-3. リスクマネジメントの手順

2 本手順書で求めるリスクマネジメントを適切に行うためには、資金配分機関及び研究機関それぞれに
 3 おいて、平時から「情報収集」を行うことに加え、特定研究開発プログラムへの申請に関し⁶、①どのよ
 4 うなリスクが想定されるかという「リスク確認」、②当該リスクがどのような影響をもたらすのか、また、
 5 リスク発生の可能性がどの程度あるのかという「リスク評価」、③想定されるリスクを軽減するための対
 6 応策をとる「リスク軽減措置」、④上記の①～③についての事後的な確認や検証などを行う「フォローア
 7 ップ」という一連の手続を行うことが必要である。本手順書では、これら①～④の一連の手続を行ってリ
 8 スクに対処していくことをリスクマネジメントとして位置付け、全体のイメージを図●に示す⁷。

9

10 【図● FA及び研究機関が行うリスクマネジメントの手順（イメージ図）】



11

※「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日)の定義に従う

⁶ リスクマネジメントを実施する時期は、資金配分機関が公募要領において示す。

⁷ リスクマネジメントのより具体的な手順については、本手順書IIで述べる予定（年度後半の議論で整理する予定）。

1 2-4. リスクマネジメントの範囲

2 2-3.で示した手順に則って実施するリスクマネジメントの対象となる範囲（研究機関、研究者）に
3 ついては、研究代表者の所属機関（研究代表機関）の場合には、研究代表者とともに、①自機関に所属し
4 ている研究者（研究代表者及び研究参画者）に加えて、②共同研究等の相手方となる研究機関及び、③当
5 該研究機関に所属している研究分担者を対象とするものとする。また、研究分担者の所属機関の場合に
6 は、研究分担者とともに、自機関に所属している研究者（研究分担者及び研究参画者）を対象とする。

7 図●では、具体的な事例として、研究代表機関をA大学、共同研究の相手方機関をB大学として示し
8 ているが、この場合であれば、以下ようになる。

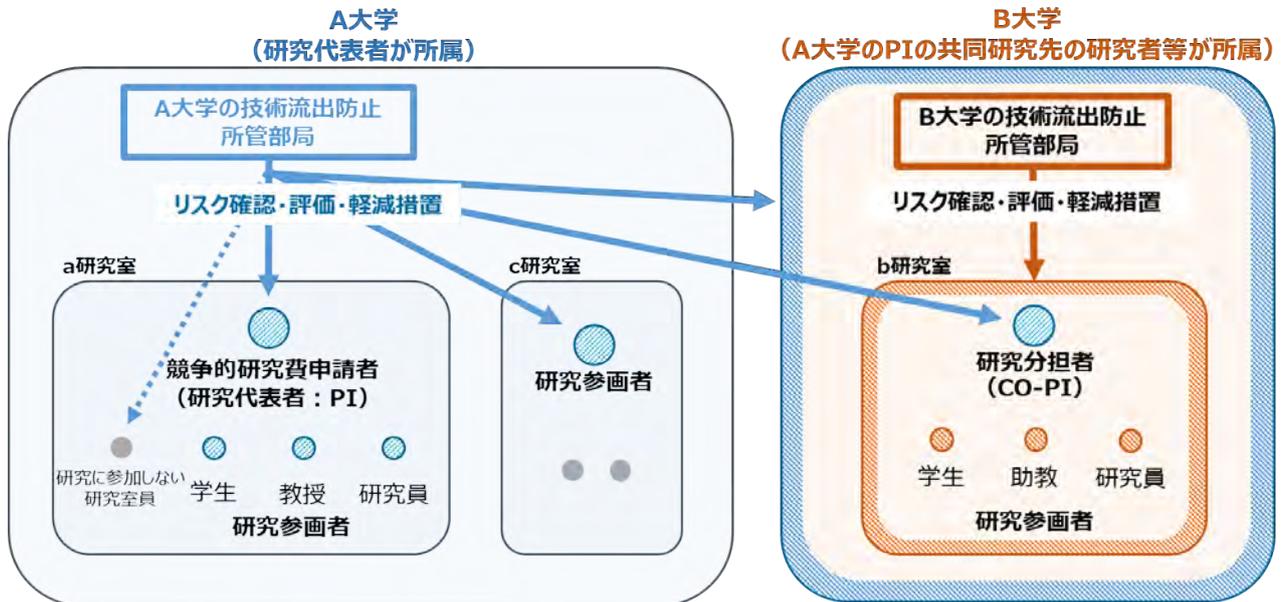
9 (1) A大学が行うリスクマネジメントの範囲

- 10 ・A大学に所属する研究者（PI、研究参画者）
- 11 ・A大学の「管理対象データ」⁸等の管理状況
- 12 ・共同研究先となるB大学、B大学に所属する共同研究先の研究分担者

13 (2) B大学が行うリスクマネジメントの範囲

- 14 ・B大学に所属する研究者チーム（研究分担者、研究参画者）
- 15 ・B大学における「管理対象データ」等の管理状況

17 【図● 研究機関が行うリスクマネジメントの対象範囲についての考え方】



18 ⁸ 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日 統合イ
19 ノベーション戦略推進会議決定）の定義に従う

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>（確認日：2025/7/16）

1 2-5. チェックリストの作成

2 全ての研究機関及び研究者においては、従来、政府が示す対応方針を踏まえた研究インテグリティの
3 徹底が求められてきた。

4 具体的には、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保
5 に係る対応方針について」(統合イノベーション戦略推進会議決定(令和3年4月27日))⁹及びチェック
6 リスト(チェックリスト雛形：研究者向け¹⁰及び大学・研究機関等向け¹¹を指す)に基づき、研究者が自身
7 の情報を所属研究機関に開示するとともに、所属研究機関は開示された内容の確認が求められている。
8 また、資金配分機関においては、e-Rad等を通じて、研究者が競争的研究費の申請に際して申告している
9 内容が正しいことについての宣誓を確認したうえで、資金配分を行うこととしている。

10 他方で、こうした現行の研究インテグリティの取組については、研究インテグリティとして最低限担保
11 すべき内容と、諸外国においては研究セキュリティとして実施されているような、研究セキュリティに
12 力点を置いた内容も含まれている。そのため、本手順書で求める研究セキュリティの確保の観点から特
13 に留意すべき項目等を挙げ、従来の「研究インテグリティに関するチェックリスト(雛形)」とは別に、
14 「研究セキュリティに関するチェックリスト(雛形)」を新たに検討することとする(図●)。特定研究開
15 発プログラムに申請しようとする研究機関においては、「研究セキュリティに関するチェックリストの雛
16 形」を参考としてチェックリストを作成し、対応状況について確認することが推奨される。

17 なお、今般、新たに「研究セキュリティに関するチェックリスト(雛形)」を作成することは、従来行
18 っている研究インテグリティの確保の取組について変更を促すものではなく、研究インテグリティと研
19 究セキュリティでそれぞれ力点を置く部分を明確にし、各研究機関の状況に応じた対応を求めるもので
20 ある。

21

⁹ https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf (確認日：2025/7/2)

¹⁰ 研究者向け「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)」(令和3年12月17日版)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist1.pdf> (確認日：2025/7/4)

¹¹ 大学・研究機関等向け「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)」(令和5年6月29日版)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist2r.pdf> (確認日：2025/7/4)

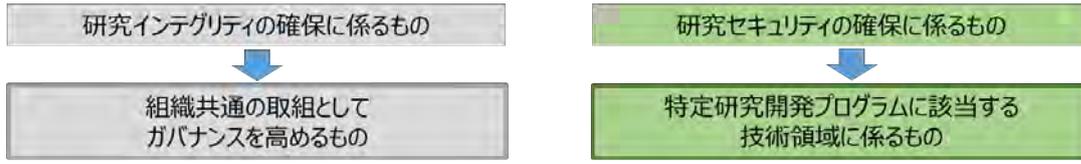
1 【図● 研究セキュリティに関するチェックリスト（雛形）の検討について】

「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)」の整理について

(令和3年12月17日作成、令和5年6月29日改定)

【チェックリストの整理に向けた基本方針】

- 現行の「研究インテグリティの取組」は、研究インテグリティとして最低限担保すべき内容と、諸外国においては研究セキュリティとして実施されているような、研究セキュリティに力点を置いた内容の両方を含むことから、「手順書の基本的な枠組み」に基づいて整理
- 本手順書で求める研究セキュリティの確保の観点において、特に留意すべき項目等を挙げ、大学・研究機関等向けの研究セキュリティに関するチェックリストを新たに検討
- 研究機関における研究インテグリティの確保に係る現行の取組の変更を促すものではなく、研究インテグリティと研究セキュリティでそれぞれ力点を置く部分を明確にし、各研究機関の状況に応じた対応を奨励



2

1 2-6. 手順書違反が生じた場合の対応

2 特定研究開発プログラムについて、研究機関および研究者が手順書に基づいて十分なリスクマネジメントを行った場合でも、結果的に技術流出を防ぐことができないことも想定される¹²。その場合、研究機
3 関や研究者ではなく、国が一義的な責任を負うこととなる。なお、手順書における資金配分機関に求めら
4 れる事項について十分な対応が行われなかった場合には、資金配分機関が責任を負うこととなる。

5 一方で、手順書で求める研究機関および研究者としての取組について、十分な対応が行われなかった
6 り、虚偽申告や申告隠しなどが行われたりした場合には、国としても厳正に対応する必要がある。

7 この点、競争的研究費全般を対象にした「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9
8 日、令和3年12月17日改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)¹³(以下、「指針」とい
9 う。)は各種の不正行為に対する措置を定めているが、特定研究開発プログラムも競争的研究費で実施す
10 る研究開発プログラムの一環であることから、本指針を適用することが考えられる。具体的には、手順書
11 に違反する行為については、指針の「3. 不正使用及び不正受給への対応」における不正受給の行為とし
12 て、指針の対象であることを明確にすることで、競争的研究費への応募制限の対象とすることが考えら
13 れる。

14 なお、当該指針に基づく資金配分上の措置以外にも、研究者が手順書の取組に反する形で、故意または
15 過失によって重要技術を流出させた場合には、損害賠償請求等を受ける可能性がある。また、研究機関及
16 び資金配分機関においても、手順書に反する形で、故意または過失によって重要技術を流出させた場合
17 には、組織として損害賠償請求等を受ける可能性がある。そのため、組織的に重要技術を流出させない管
18 理体制を整備するとともに、重要技術の流出が起きた際には、リスク管理体制が適切に整備されていた
19 か、整備された体制が有効に機能していたか等についても検証することも求められる。

20
21

¹² 「1-1, 基本的な考え方」においても、「ゼロ・リスク」は求めず、合理的なリスクマネジメント
を行うこととしている。

¹³https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf (確認日: 2025/7/4)

1 第3章 関係者に求められる事項

2 研究セキュリティ・インテグリティに係る取組は、G7でも指摘¹⁴されているとおり、いかなる組織で
3 あっても単独では対処することは困難であり、また、絶えず変化する研究を取り巻くリスクに対処する
4 ためには、研究コミュニティのすべての構成員が各自の明確な役割と責任を認識し、理解する必要がある
5 (“shared responsibility”)。

6 以上の前提のうえで、各関係者に求められる行動を下記に示す。

8 3-1. 政府に求められる事項

9 政府には、本手順書が円滑に実施されるように、資金配分機関や研究機関、研究者に対する各種の支援
10 を行っていくとともに、手順書や研究セキュリティのチェックリスト、手順書違反への対応などについて、
11 手順書の運用状況や諸外国の動向などを踏まえながら、随時見直しを行っていくことが求められる。

12 (1) 研究セキュリティの確保に係る研究者及び研究機関のリテラシー向上に向けた支援等

- 13 ・ 研究セキュリティの確保に関する研修教材の作成、セミナー、説明会等の開催
- 14 ・ 研究セキュリティの確保に関する海外動向、ヒヤリハット事例や良好事例等の収集、発信
- 15 ・ 研究セキュリティの確保に関する資金配分機関、研究機関、研究者等との情報交換の場等の創設

16 (2) 研究セキュリティの確保に関する取扱いなどに係る政府の相談窓口の設置

17 研究セキュリティの手順書等に関する問合せ等を受けるための相談窓口の設置

18 (3) 特定研究開発プログラムに関し、リスク軽減措置を含むリスクマネジメントの実施の支援

19 特定研究開発プログラムに係るリスクマネジメントの実施の経費（リスク確認のためのデュー・デューリ
20 ジェンスに係る経費、リスク軽減措置（建物・設備に係る入出管理等）に係る経費等）

21 (4) 手順書及びチェックリストの雛型の見直し

- 22 ・ 手順書の運用状況や海外の動向等を踏まえ、必要に応じて手順書を随時見直し
- 23 ・ 上記と同様に、研究セキュリティの確保に係るチェックリストの雛型の見直し

24
25
26
27
28

¹⁴ 研究セキュリティと研究インテグリティに関する G7 共通の価値観と原則（日本語仮訳）

https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/g7_sigre_values_jpn.pdf（確認日：2025/7/2）

責任の共有：いかなる組織も、単独では研究セキュリティに対処することはできない。それと同時に、研究セキュリティリスクは何もないところに存在するものでもない。動的で絶えず変化する研究リスクに対処するためには、研究セキュリティと研究インテグリティに対するリスクへの対処や管理に関して研究コミュニティのすべての構成員が各自の明確な役割と責任を認識し、理解するべきである。政府は、それぞれの研究コミュニティとのこうした対話の促進におけるリーダーとなるべきである。

- 1 (5) 手順書違反への対応についての検討（基本的な考え方については2－6に記載）
- 2 手順書が求める取組に関して、不正な手段等による研究費受給への対応について、必要に応じて指針の
- 3 見直しを含めた検討
- 4

1 3-2. 資金配分機関に求められる事項

2 資金配分機関は、特定研究開発プログラムの実施にあたって、国と協議の上で特定研究開発プログラ
3 ムを指定し、公募要領等において必要事項を定めるほか、本手順書において研究機関が行うリスクマネ
4 ジメントの内容を確認し、必要に応じて追加的な措置を求めるなど、重要な役割を担うものとする。そ
5 のため、体制整備も含めて以下のような取組が求められる。

6 (1) 特定研究開発プログラムの実施に向けた運営体制等の整備

- 7 ・特定研究開発プログラムの審査・実施等に係る運営体制の整備
- 8 ・特定研究開発プログラムに関わる職員の指名（他の職員が当該プログラムに関わることができな
9 いような体制の整備）
- 10 ・特定研究開発プログラムに関わる職員等による守秘義務の徹底
- 11 ・特定研究開発プログラムの申請受領以降の過程で発生するデータ等¹⁵の管理及び管理方針（保管、
12 処分等の方針も含む）に係る内規の制定

13 (2) 特定研究開発プログラムの指定及び当該プログラムの公募要領における記載

- 14 ・公募要領において、特定研究開発プログラムに指定するプログラム¹⁶を明示

15 特定研究開発プログラムを指定する場合には、申請者及び所属研究機関が十分な時間的余裕をもっ
16 て対応できるよう、できるだけ早めの周知

17 なお、特定研究開発プログラムの公募要領においては、本手順書で定めるべき必要記載事項（p.●に
18 掲載）については、すべて記載すること

19 (3) 研究機関からの問い合わせへの対応

20 資金配分機関が指定した特定研究開発プログラムについての、研究機関等からの問合せへの対応

21 (4) 事例の収集・発信等

22 特定研究開発プログラムの実施を通じて蓄積されるリスクマネジメントなどに関する様々な知見や
23 経験を踏まえた、ヒヤリハット事例や良好事例の収集・発信等

24 (5) 緊急時の対応

25 重要技術の流出等、緊急事態が発生した際の連絡・対応体制の整備

26 (6) 指針に基づく応募制限等の措置の実施

27 手順書が求める取組に関して不正な手段により研究費を受給した研究者に対し、その手段の悪質さ
28 や招いた結果の重大さを踏まえた応募制限等の措置の実施

15 電磁的な形態により管理できるか否かを問わない

16 プログラム全体でなく、事業単位で指定する場合には、該当する事業について明示する必要がある。

1
2
3
4
5
6
7
8
9

<特定研究開発プログラムの公募要領に必ず記載すべき事項>

- a. 当該競争的研究開発プログラムを、特定研究開発プログラムとして指定していること
- b. 申請者において、リスクマネジメントの実施を求めること
- c. 申請者に求めるリスクマネジメントの具体的内容
- d. リスクマネジメントの結果を資金配分機関に提出する時期
- e. 申請者等の個人情報について、資金配分機関等が利用する場合があること
- f. 手順書違反があった場合の応募制限等の措置

1 3-3. 研究機関に求められる事項

2 研究機関は、所属する研究者（研究代表者）が特定研究開発プログラムを実施していくにあたって、
3 本手順書及び当該プログラムが公募要領等において定めるリスクマネジメントを着実に実施することが
4 求められる。そのため、体制整備も含めて以下のような取組が求められる。

5
6 (1) 研究機関における研究セキュリティ・研究インテグリティの取組を扱う体制の整備

7 研究機関において研究セキュリティ・研究インテグリティを扱う部署を指定し、そこで情報を統一的に
8 管理できる体制を整備することが求められる。必ずしも当該部署で全ての詳細情報を管理する必要はな
9 く、必要な時に必要な情報を収集し、組織としてのリスクマネジメントの意思決定ができる体制・仕組み
10 を設けること。

11 また、特定研究開発プログラムに関与できる職員を特定するとともに、当該プログラムに関する保秘を
12 徹底できる体制・仕組みを設けること。

13

14 (2) 特定研究開発プログラムに係るデータ等（情報セキュリティ及び物理的セキュリティ）の管理体制
15 の整備

16 特定研究開発プログラムの申請以降の過程で発生するデータ等（電磁的な形態により管理できるか否
17 かを問わない）の管理方針（保管、処分等の方針も含む）に基づく適切な管理

18

19 (3) 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係るチェックリストの作成及び見直し

20 研究インテグリティの確保に係るチェックリストの雛型の再整理を踏まえ、研究インテグリティ及び
21 研究セキュリティの確保に係るチェックリストを作成するとともに、運用状況等を踏まえ必要に応じて
22 見直すこと

23

24 (4) 所属する研究者等に対するリテラシー向上の取組

25 所属する研究者等への研究セキュリティの確保に関する研修受講の奨励及び研究セキュリティの確保
26 に関するヒヤリハット事例や良好事例等の資金配分機関への報告

27

28 (5) 重要技術の流出等の緊急事態発生時の連絡体制の整備（資金配分機関と対応手順等の調整）

29

1 3-4. 研究者に求められる事項

2 (1) 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係るチェックリストに基づく研究活動に係る
3 情報の申告及び適切な研究開発の推進

4 所属する研究機関が作成する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係るチェックリスト
5 に基づき、自身の研究活動に係る情報を所属研究機関に申告すること

6

7 (2) 特定研究開発プログラムに係るデータ等の管理（情報セキュリティ及び物理的セキュリティ）

8 ・「管理対象データ」の適切な管理

9 ・研究活動の過程で発生する電磁的な形態により管理できないものの管理方針に基づく管理の徹底

10 ・P I が管理する情報システムの管理方針に基づく適切な情報の管理

11 ・研究活動で使用する施設・設備の管理方針に基づく適切な管理

12

13 とりわけ、研究代表者（P I）や研究分担者（CO-P I）においては、以下が求められる。

14 ・データマネジメントプラン（DMP）の作成及び「管理対象データ」の指定

15 ・研究参加者に対する情報データや施設・設備等の管理に対する指導の徹底

16

17 (3) リテラシー向上に向けた積極的な取組

18 研究セキュリティに関する研修の受講セミナーへの参加

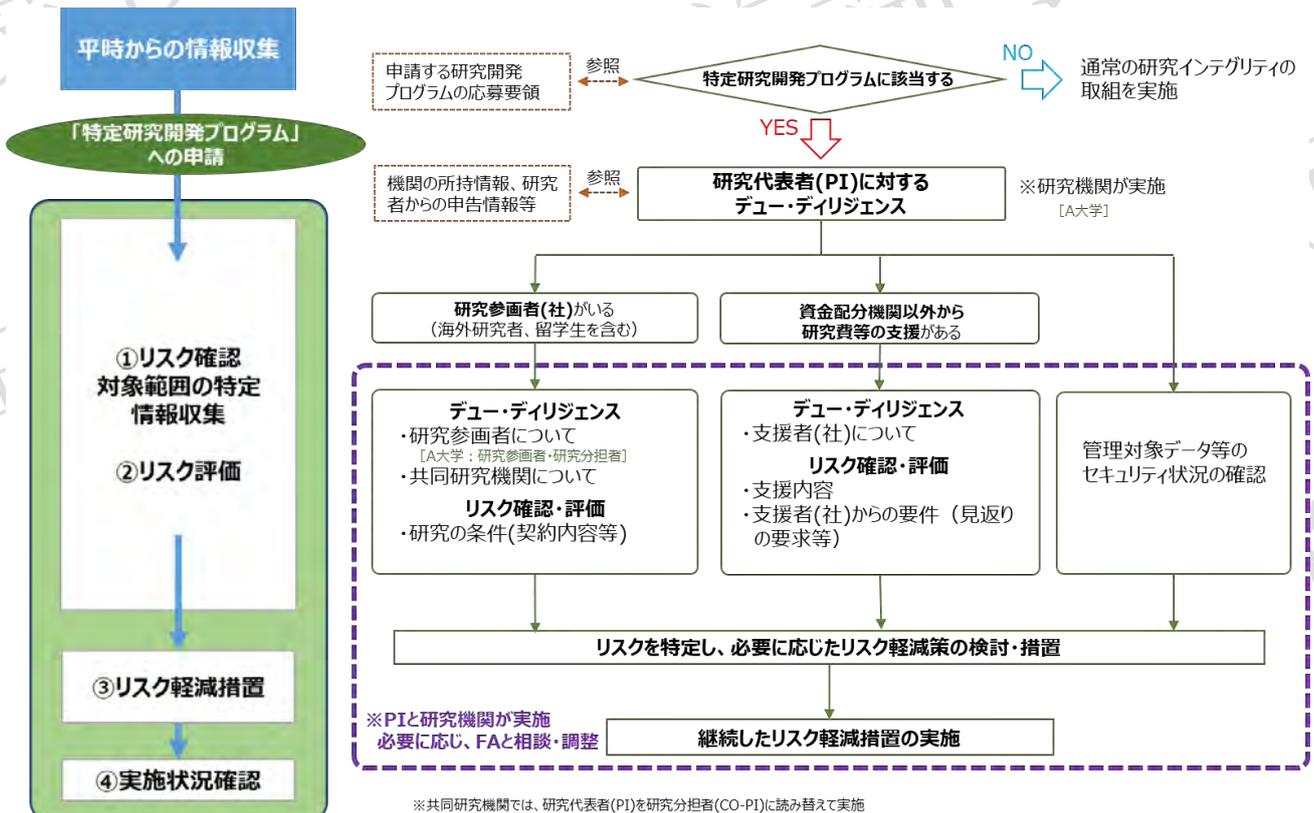
19

1 II 研究セキュリティの確保に係る具体的な取組（※年度後半に詳細について議論¹⁷）

2 第1章 リスクマネジメントの具体的な手順

3 1-1. 研究機関によるリスクマネジメントの実施事項

4 【図● 研究機関が行うリスクマネジメントのプロセスについて】



5

6 【平時からの対応】

7 適切なリスクマネジメントを行っていくためには、平時からの「体制整備」と「情報収集」が必要となる。

8

17 現時点では、これまでの議論に用いた資料を参考として掲載する。

研究機関が平時から収集する情報について（案）

リスクマネジメントの手順（第2回資料より）

平時からの情報収集

「特定研究開発プログラム」への申請

① リスク確認

② リスク評価

③ リスク軽減措置

④ 実施状況確認

【研究セキュリティ・研究インテグリティを扱う部署の指定※】 ※「第3章 関係者に求められる事項」において検討を予定

- 機関における研究セキュリティ・研究インテグリティを扱う部署を指定し、そこで情報を統一的に管理（当部署で全ての詳細情報を管理する必要はなく、必要な時に必要な情報を収集し、組織としてのリスクマネジメントの意思決定ができる体制とすること）

【所属研究者の研究活動に関する情報】

- 所属研究者の競争的研究費（申請、採択、執行等）に関する情報
- 所属研究者の論文投稿、雑誌等への掲載、出版物等その他の研究成果に関する情報
- 所属研究者の発明・特許等その他の知的財産に関する情報

【従来の研究インテグリティの対応方針に基づく情報】

- 上記【所属研究者の研究活動に関する情報】のほか、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日）」に基づく研究者からの申告情報

【「管理対象データ」等の管理情報】

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（令和3年4月27日）」に基づき作成されたデータマネジメントプラン（DMP）に関する情報（管理対象データの範囲を含む）
- 研究機関における情報システムの管理に関する情報（サイバーセキュリティ対策等の情報）
- 研究機関の各種施設・設備等の管理に関する情報（セキュリティ対策等の情報）

1
2
3

（第3回有識者会議資料 P.11）

11

第2章（3）研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

第3回有識者会議（令和7年6月11日開催）資料10ページ目の修正）

平時からの情報収集

「特定研究開発プログラム」への申請

① リスク確認

② リスク評価

③ リスク軽減措置

④ 実施状況確認

【リスクマネジメントのためのツールについて】

- 各研究機関が入手可能な情報を活用してリスクマネジメントを実施することとする
- なお、各研究機関が利用できる**オープンソースの情報**としては、例えば、以下のようなものがある（例）
 - ✓ 学術論文データベース（Web of Science、Scopus等）
 - ✓ ポータルサイト（Google Scholar等）
 - ✓ 研究データベース（科研費データベース、researchmap、e-Rad[※]等） ※オープンソースとして活用するためには改修が必要
 - ✓ 知的財産データベース（特許データベース（J-PlatPat）等）
 - ✓ 外国ユーザーリスト、外国エンティティリスト、国連制裁リスト等
- 上記のほかにも、インターネット上で公開されている様々な情報を参照することは可能だが、情報の信頼性や出所の正確性について慎重に確認することが求められる
- なお、研究機関単独では十分な調査が行えない場合には、必要に応じて、民間企業等が提供する情報ツールや民間企業等への調査委託等の活用も考えられる

6

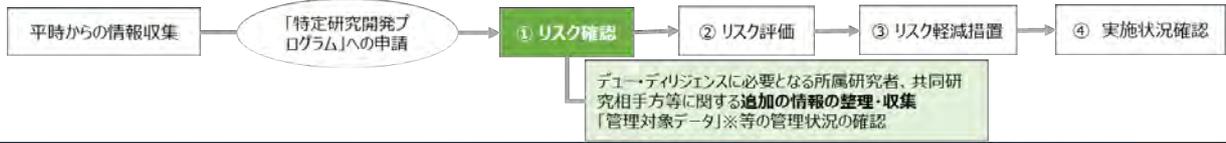
（第4回有識者会議資料 P.6）

【手順①：リスク確認】

「特定研究開発プログラム」に申請する場合¹⁸、例えば、所属研究機関の研究者が外国の研究機関に所属する研究者と共同研究を行う場合など、「リスク確認」を行う必要が生じる。具体的には、申請を行おうとしている自機関の研究者（研究代表者や研究参画者）はもちろん、国際共同研究等を行う相手方となる研究機関や研究者（研究分担者や研究参画者）¹⁹が、信頼できるパートナーであるか確認する必要がある。

研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

リスクマネジメントの手順（第2回資料より）



研究代表者の所属研究機関におけるリスク確認にあたり、追加で確認すべき事項は以下（１）～（５）のとおり。

- 共同研究先の機関においては、以下の（１）に関し、「研究代表者」を「研究分担者」に、「研究代表者の所属研究機関」を「共同研究先の機関」に読み替えた上で、（１）及び（３）～（５）について確認する
- 以下の（１）～（３）の確認に関しては、デュー・デリジェンスを実施する
(デュー・デリジェンス：研究活動の実施に際して、国際共同研究等に参画する研究者や研究機関の適切性を確認するプロセスのこと。具体的には、研究者や所属機関が申告する研究活動に関する透明性の確保に関する情報に関して、研究機関が、オープンソースの情報を含め別途入手可能な情報等に基づいてリスクの確認と評価を行うこと)
- 必要に応じて、研究機関と資金配分機関（必要に応じて政府と相談）との間で相談・調整する
- 個人情報の取り扱いについては別途検討中

（１）【特定研究開発プログラムの研究代表者（P I）及びP Iの所属研究機関における研究参画者について】

○ 研究代表者及び研究参画者について、

- ✓ 学歴（必要に応じて指導教官等の情報を含む）、研究歴、研究費取得歴
- ✓ 研究費以外の支援等取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、兼職、名誉職等）
- ✓ 発表論文（筆頭著者、責任著者、共著者を対象）
- ✓ 外国の人材育成プログラムへの参加歴（OSDDにより確認できない情報についてはFAと相談）
- ✓ 発明・特許等の知的財産
- ✓ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日最終改定）、法令に基づく処分歴
- ✓ 当面、我が国、国連及び国際共同研究先の国等が指定する個人のリスト等

※無償オープンソースデュー・デリジェンス（OSDD）ツールの活用例：The lens, Dimensions, Espacenet, PATENTSCOPEの他、Scopus, Google Scholar, IEEE Xplore等により、勤務先・所属歴、共同研究先に関する情報の確認は可能

※場合によっては、当該国際共同研究先の国が求めるリストに応じて対応する必要がある

（２）【研究代表者が共同研究を行う場合の共同研究先の機関及び研究分担者（CO-P I）について】

○ 共同研究先の機関について（外国企業の場合にはFAと個別に相談）

- ✓ 協力目的、当該研究分野における実績
- ✓ 資本（株式）構成、財務状況、コンプライアンス違反、レピュテーション
- ✓ 我が国、国連及び国際共同研究先の国等が指定するエンティティリスト

○ 研究分担者（CO-P I）について

- ✓ （１）の「研究代表者」を「研究分担者」に読み替えて確認

研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

リスクマネジメントの手順（第2回資料より）



（３）【当該研究費の提供機関以外であって、当該申請研究への助成、寄附、物品提供等の支援（研究費か否かを問わない）を行う個人又は法人について】

- ✓ 支援内容（資金、物品提供、報酬、役職付与等）
- ✓ 支援者（支援機関）の協力目的、支援要件（見返り要求等）
- ✓ 支援者（支援機関）に関するコンプライアンス違反、レピュテーションに関する情報（民間企業の場合は、資本（株式）構成に関する情報）

（４）【「管理対象データ」等の管理について】

- ✓ 特定研究開発プログラムに申請する研究に関するデータマネジメントプラン（DMP）
- ✓ 当該研究における管理対象データ
- ✓ 当該研究活動の過程で発生する電磁的な形態により管理できないもの（実験装置等の物品、実験サンプル等の試料等）の管理方針
- ✓ 研究代表者が所属する研究機関における情報システム及び研究代表者が管理する情報システムの管理方針（サイバーセキュリティ対策）
- ✓ 当該研究活動で研究代表者及び研究参画者が使用する見込みの施設・設備（建屋、居室、実験室等）の管理方針（セキュリティ対策）

（５）【その他】

- 共同研究契約・協定について
 - ✓ 共同研究契約・協定について、協力内容、研究データ等へのアクセス、特許・知財の取扱い、守秘義務等の内容の適切性
- 当該手順書によらないかたちでの技術流出の防止措置について
 - ✓ 秘密保持契約（NDA）の締結や不正競争防止法に基づく営業秘密の指定等により、技術流出防止が確保される場合には、その旨を文書で資金配分機関に提出することで、当該手順書に基づくリスクマネジメントに代わる措置とすることができる（資金配分機関の判断による）

（第3回有識者会議資料 P.12, 13）

第2章（3）研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

【個人情報の取扱いについて】

（個人情報保護法に基づく取り扱い）

- 研究機関がリスク確認及びリスク評価を行うために取得する（研究者等から申告される）情報には、**個人情報（要配慮個人情報も含む）が含まれる**こと、また、**その情報を第三者（資金配分機関及び関係行政機関）と共有する可能性**もあることから、個人情報保護法に従った取扱いが必要となる

（本人の同意）

- 研究者等からの個人情報（要配慮個人情報を含む）の取得・利用及び第三者への共有（提供）については**事前に本人から同意を得る必要がある**ことから、研究者等が所属研究機関に情報を申告（提出）する際に、本人の同意を得ることとする

（同意を得るための手続き）

- 研究機関は所属研究者等が情報を申告（取得）する際に、**同意書及び宣誓書**の提出を求めるものとする。以下の点を踏まえて同意書及び宣誓書を作成し、研究者が署名し、所属機関に申告（提出）することで同意を得る（同意）
 - ✓ 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントを目的として、研究者等が要配慮個人情報を含む個人情報を研究機関に提供し、当該目的に限り研究機関がこれを利用すること
 - ✓ 上記目的のため、研究機関が当該個人情報を第三者（資金配分機関及び関係行政機関）に共有（提供）すること
- （宣誓）
 - ✓ 申告（提出）する情報は、署名者が知る限り申告時点で最新のものであり、虚偽及び申告漏れはないこと
- なお、上記の申告に含まれていない情報（要配慮個人情報を含む）の申告を求める場合には、個別に同意を得る必要がある

（第4回有識者会議資料 P.12）

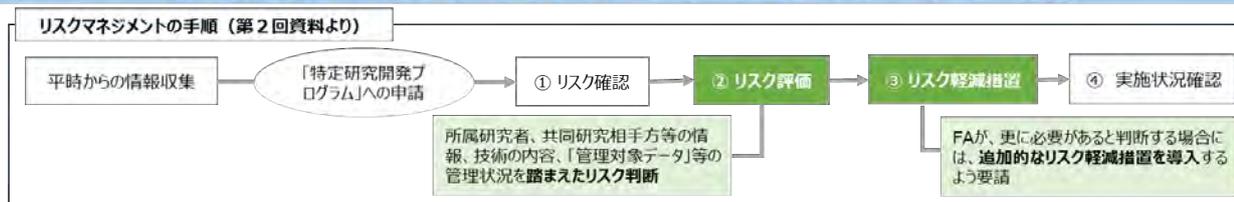
【手順②：リスク評価】

①でリスクを確認した後、所属研究者、共同研究相手先等の情報、技術の内容、管理対象データ等の管理状況について、リスク発生の確率やリスク発生時のインパクトを踏まえた「リスク評価」を行う。

【手順③：リスク軽減措置】

資金配分機関と研究機関の間で相談・調整等を通じて、手順①及び手順②の結果を踏まえたリスク軽減措置を実施するとともに、資金配分機関が更に必要があると判断する場合には、追加的なリスク軽減措置を導入するよう要請する。

研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）



<リスク評価について>

- リスク評価では多様な事案が想定され、明確な判断基準の設定が難しいことから、当面は資金配分機関と相談・調整しながら対応することとする
- 資金配分機関においては、特定研究開発プログラムへの対応を行うことで、リスク評価に関する知見や経験が蓄積されてくることから、そうした対応をある程度汎用化した事例として共有することにより、特定研究開発プログラムに申請する研究機関の参考とすることとする

<リスク軽減措置について>

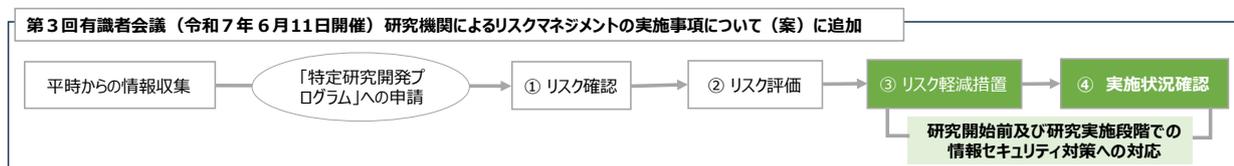
- ゼロリスクを目指すのではなく、研究の推進とリスクの軽減を勘案した合理的なリスク軽減策を講じることとする基本方針に基づき、一般論としては以下のような措置が考えられる
 - ✓ 研修受講
 - ✓ データ等の情報へのアクセス権限のレベル分け
 - ✓ 建屋・設備へのアクセス権限のレベル分け
 - ✓ 取り扱う機微情報のレベルに応じたミーティング等への参加者の考慮
 - ✓ オフキャンパス等の研究場所の変更
 - ✓ サイバー攻撃への対策の強化
 - ✓ 雇用関係を持つことによるガバナンスの強化（とりわけ、研究参画者が学生の場合）
- 資金配分機関においては、特定研究開発プログラムへの対応を行うことで、具体的なリスク軽減措置についての知見や経験が蓄積されてくることから、具体的なリスク軽減措置をある程度汎用化した事例として共有することにより、特定研究開発プログラムに申請する研究機関の参考とすることとする

1

2

（第3回有識者会議資料 P.14）

第2章（3）情報セキュリティに関するリスクマネジメントについて（案）



【研究開発の実施にあたっての情報セキュリティに関するリスクマネジメントについて】

- 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（以下、機関等という。）については、全ての機関等に共通して求められる情報セキュリティ対策を講じるために、以下の「統一基準群」が作成されている
 - ✓ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（平成5年7月4日改定 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
 - ✓ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
 - ✓ 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版改訂 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 機関等においては、上記の統一基準群を踏まえて各機関において策定している情報セキュリティポリシー、運用規程等に照らして、特定研究開発プログラムで取り扱う重要技術情報について情報セキュリティが確保されているかを確認することが求められる。また、研究機関（機関等を除く）においては、上記の統一基準群を参考として、情報セキュリティが確保されているかを確認することが求められる
- 資金配分機関は、必要に応じて、研究機関における情報セキュリティ対策について、所管府省等と相談・調整することが望ましい
- なお、研究開発段階において想定される以下の代表的なケースについても上記の統一基準群を参照する
 - ✓ 情報システムやアプリケーションプログラムの開発・運用・保守等の業務を外部委託する場合
 - ✓ 仮想サーバー、Web会議サービス等のクラウドサービスを利用する場合
 - ✓ I T 関連機器を調達する場合

3

4

（第4回有識者会議資料 P.10）

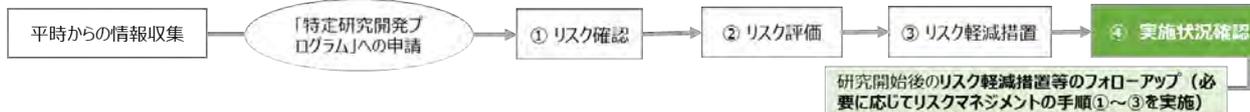
10

1

【手順④：フォローアップ】

第2章（3）研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）

第3回有識者会議（令和7年6月11日開催）研究機関によるリスクマネジメントの実施事項について（案）に追加



【採択決定後における実施状況の確認（フォローアップ）】

（研究開始後の事情変更等）

- 特定研究開発プログラムへの採択が決まり、研究が始まった後においても、例えば、
 - ・ 研究開発の進捗に伴って研究体制（研究参画者を含む）の変更
 - ・ 研究で扱う技術の成熟（TRLの変更）
 - ・ 経済安全保障を取り巻く状況の変化等
 が考えられることから、そうした変更や変化を踏まえ、研究機関と資金配分機関との間で相談しつつ、必要に応じて変更・変化に係るリスクマネジメント（①～③の取組）を実施することが求められる
- なお、研究者からの申告（提出）された情報に間違いが発覚した場合には、研究機関はその旨を速やかに資金配分機関に報告するとともに、修正された情報について資金配分機関と相談・調整を行い、必要に応じてリスクマネジメントを実施する

（プログラム終了後の情報管理等）

- さらに、特定研究開発プログラムが終了（資金配分機関からの資金提供が終了）した後の特に重要な技術に係る情報（資金配分機関との間で特に流出防止を図る必要があるとされた情報）の管理等の取扱いについて、研究開発開始前又は実施中の適切な時期に研究機関と資金配分機関の間で相談・調整することが求められる

2

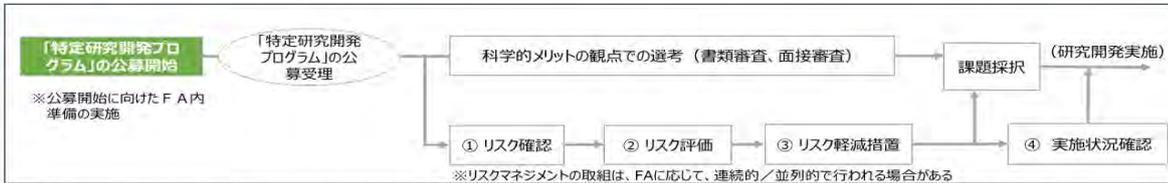
3

（第4回有識者会議資料 P.11）

4

- 1 1-2. 資金配分機関によるリスクマネジメントの実施事項
- 2 特定研究開発プログラムを扱う資金配分機関は、当該プログラムに申請する研究機関が自ら行ったリスクマネジメントの結果を確認し、必要に応じて追加的な措置を要請することとなる。
- 3

第2章(3) 資金配分機関によるリスクマネジメントの実施事項について(案)



資金配分機関におけるリスク確認事項は以下(1)～(3)のとおり

- ・ 以下の(1)及び(2)については、資金配分機関内の準備事項であり、原則、特定研究開発プログラムの公募開始前までに実施する
- ・ 以下の(1)、(3)及び(4)の確認に関しては、デュー・デリジェンスを実施する

(1)【特定研究開発プログラムの審査、運営等に関わるプログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)、アシスタントディレクター(AD)、プログラムマネジャー(PM)等について】

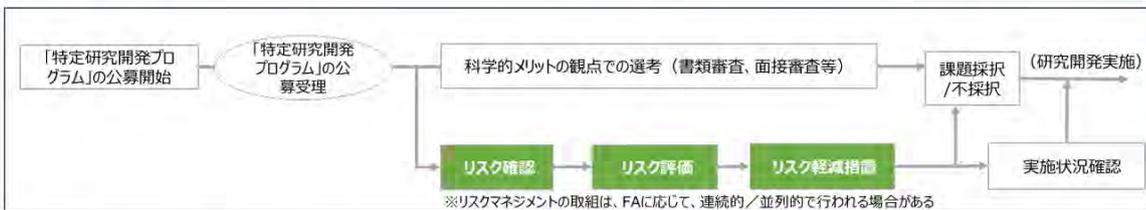
- 資金配分機関において、リスク確認の対象となる者の範囲を定め、その対象者について、以下の内容を確認する
 - ✓ 研究歴、研究費取得歴
 - ✓ 研究費以外の支援等取得歴(報酬・給与、兼職、名誉職等)
 - ✓ 発表論文(筆頭著者、責任著者、共著者を対象)
 - ✓ 外国の人材育成プログラムへの参加歴
 - ✓ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(令和3年12月17日最終改定)、法令に基づく処分歴
 - ✓ 我が国、国連及び国際共同研究先の国等が指定するユーザーリスト
- 特定研究開発プログラムに関する職員について、上記のリスク確認が困難な場合には、必要に応じて別途リスク軽減措置を講じる(p.21参照)

(2)【特定研究開発プログラムに係るデータ等(情報セキュリティ及び物理的セキュリティ)の管理方針】

- 資金配分機関において、特定研究開発プログラムの申請受領以降の過程で発生するデータ等(電磁的な形態により管理できるかどうかを問わない)の管理方針(保管、処分等の方針も含む)を定める

- 4
- 5 (第4回有識者会議資料 P.15)

第2章(3) 資金配分機関によるリスクマネジメントの実施事項について(案)



(3)【リスク確認(特定研究開発プログラムを申請する研究代表者(PI)の所属研究機関及びPIについて)】

- 研究代表者の所属研究機関について、
 - ✓ コンプライアンス違反、レビューに関する確認
 - ✓ 民間企業である場合には、資本(株式)構成、財務状況
 - ✓ 我が国、国連及び国際共同研究先の国等が指定するエンティティリストの確認
- 研究代表者(PI)に関して、所属研究機関から提出されるPIについてのリスクマネジメント結果の確認

(4)【リスク確認及びリスク評価(研究機関が実施したリスクマネジメント結果について)】

- 研究代表者(PI)の所属研究機関が実施したリスクマネジメントの結果を、公募要領に記載した期限までに受理
- PIの所属研究機関のリスクマネジメントに関し、FAの立場からリスク確認・リスク評価を実施(必要に応じて、PIや研究機関に対して追加の確認等を実施)
- 資金配分機関は、自らのリスク確認・リスク評価に関して、必要に応じて関係行政機関に相談する
- 資金配分機関は、自らのリスク確認・リスク評価を踏まえ、研究機関のリスク軽減措置が十分であるかどうかを判断する

(5)【リスク軽減措置】

- 研究機関におけるリスク軽減措置が十分ではないと判断した場合、PD、PI、研究機関、必要に応じて関係行政機関と相談して、追加的なリスク軽減措置について検討する

- 6
- 7 (第4回有識者会議資料 P.16)

1 1-3. 研究者によるリスクマネジメントの実施事項

第3章(4) 研究者に求められる事項(案)

- ① 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係るチェックリストに基づく研究活動に係る情報の申告
- ・ 所属する研究機関が作成する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に係るチェックリストに基づき、自身の研究活動に係る情報を所属研究機関に申告する
- ② 特定研究開発プログラムに係るデータ等(情報セキュリティ及び物理的セキュリティ)の管理
- ・ 「管理対象データ」の適切な管理
 - ・ 研究活動の過程で発生する電磁的な形態により管理できないものの管理方針に基づく管理の徹底
 - ・ P I が管理する情報システムの管理方針に基づく適切な情報の管理
 - ・ 研究活動で使用する施設・設備の管理方針に基づく適切な管理
- とりわけ、研究代表者(P I)や研究分担者(C O - P I)においては、
- ・ データマネジメントプラン(D M P)の作成及び「管理対象データ」の指定
 - ・ 研究参画者に対する情報データや施設・設備等の管理に対する指導の徹底
- ③ リテラシー向上に向けた積極的な取組
- ・ 研究セキュリティに関する研修の受講、セミナーへの参加

2
3 (第4回有識者会議資料 P.24)

4

1 第2章 相談窓口の役割

2 研究セキュリティの手順書については、その実際に際して各種の問合せが生じる可能性がある。その
3 場合、相談窓口には以下のような役割が求められる。

4

第3章（1）政府に求められる事項（案）

【政府（内閣府）の相談窓口求められる機能】

○ ワンストップ窓口

- ✓ 政府（内閣府）においては、研究セキュリティの確保に係る手順書に関する研究機関等からの各種問合せに対応するための相談窓口を令和8年度から運営することが求められる
- ✓ 相談窓口の運営についてはワンストップで受け付ける体制を整備し、各種問合せ内容に応じた適切な機関等への取次も業務として重要
（例）
 - 手順書の記載事項の解釈に関する問合せ ⇒ ワンストップ窓口で対応
 - 特定研究開発プログラムに関する一般的な問合せ ⇒ ワンストップ窓口で対応
 - 個々の特定研究開発プログラムの具体的な運用に関する問合せ ⇒ 特定研究開発プログラムを有する資金配分機関へ取次
- ✓ 機関等の検討の参考となる事例等の提供

○ 研究機関によるリスクマネジメントの実施に関する各種相談への対応（助言、アドバイス）

- ✓ 具体的な研究参画者（海外研究者等の受入等）に関する相談やリスク確認、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえたリスク判断やリスク軽減措置に関する相談等への対応が求められる
- ✓ こうした個別の対応については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局や文部科学省をはじめ、関係省庁や資金配分機関に、案件に応じて取り次ぐことを検討する

○ その他

- ✓ 政府のワンストップ相談窓口は、政府自ら、若しくは外部委託で実施することを検討する
- ✓ 問合せ等の内容は、必要な範囲で、関係行政機関や資金配分機関と情報共有することがある
- ✓ 相談窓口は助言やアドバイスを行うものであり、相談機関に代わって判断するものではない（最終的な判断は研究機関が実施）

19

5

6 （第4回有識者会議資料 P.19）

7

1 おわりに

2

1 参考資料

2 (1) 用語の定義

3 本手順書においては、下記の用語について、以下の通り定義する。

4 ・研究セキュリティ

5 国家及び経済の安全を脅かすリスクから研究活動を守るため、研究機関や研究者に求める認識や
6 行動。国や研究機関において守るべきと判断した研究活動を対象とする。

7 (補足説明)

8 国家または経済安全保障を害する研究開発成果等の不当利用、重要技術の流出、研究インテグリティ
9 の毀損等のリスクから研究活動を保護すること。

10 ・研究インテグリティ

11 研究活動の健全性、公正性、透明性を保つために、研究者や研究機関に遵守することが求められる
12 認識や行動。全ての研究活動を対象とする。

13 (補足説明)

14 研究活動の健全性、公正性を保つために、研究者及び研究機関が実施する活動であり、研究者や研
15 究コミュニティが自主的・自律的に遵守すべき行動規範（原則）の基盤となる機能を果たすもの。

16 例えば、研究者や研究機関が自主的に行う法令順守や研究不正防止（研究費の不正使用を含む）、
17 産学連携等に伴う利益・責務相反への適切な対応があるが、研究の国際化やオープン化に伴う研究シ
18 ステムの不当な利用等のリスクに関して、研究者が研究活動の透明性の確保に関する情報（※）の適
19 切な開示・報告を行うといったリスクマネジメントの措置、研究者としての説明責任を果たすこと
20 や、共同研究者に関する情報を確認すること等を含む。

21 ※職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、
22 雇用契約のない名誉教授等を含む）、外部機関から受けている各種支援等

23 ・リスクマネジメント

24 研究セキュリティを確保するため、組織として、利益相反、責務相反を犯すリスクや重要技術が流
25 出する等のリスクを確認、評価し、必要に応じて、事案発生時における損失・毀損等を抑制するため
26 に必要なリスク軽減措置をあらかじめ講じること。リスクマネジメントには、リスク確認とリスク評
27 価（デュー・ディリジェンスを含む）、リスク軽減措置、フォローアップの一連の活動が含まれる。

28 ・デュー・ディリジェンス

29 研究活動の実施に際して、国際共同研究等に参画する研究者や研究機関の適切性を確認するプロ
30 セスのこと。具体的には、研究者や所属機関が申告する研究活動に関する透明性の確保に関する情報
31 に関して、研究機関が、オープンソースの情報含む別途入手可能な情報等に基づいてリスクの確認と
32 評価を行うこと。なお、公開情報のみを利用してデュー・ディリジェンスを行う場合を、特に「オー
33 プンソース・デュー・ディリジェンス（OSDD）」という。

34

1 (2) 国際的な動向

2 ・ G7 の取り組み

3
4 G7 「グローバルな研究エコシステムにおけるセキュリティとインテグリティ」(SIGRE)作業部会「研究
5 セキュリティと研究インテグリティに関する G7 共通の価値観と原則」(2022年6月)

6 悪意をもった行為者が存在する中、オープンサイエンスを推進しつつ、国際共同研究を安全に進める対
7 策を取るうえで、各国が守るべき研究インテグリティの価値観と研究セキュリティの原則をとりまとめ

8
9 概念については、各国がそれぞれ固有の理解を持っている可能性があり、また、こうした概念は進化し
10 続けることが認められるため、実用的な定義を作成

11
12 【表● 各国が守るべき研究インテグリティの価値観と研究セキュリティの原則】

研究インテグリティとは	研究インテグリティの価値
<ul style="list-style-type: none">研究の正当性、社会的関連性、責任及び質を確保して守るための職業的価値観、原則及びベストプラクティスの遵守個人が自信をもって研究知識を向上させ、研究結果を普及できる状況を確保するもの公正、革新的、オープンで、信頼性のある研究環境の中で共同研究の基盤を形成するもの	<ul style="list-style-type: none">学問の自由差別、ハラスメント、強制からの自由公平性、多様性、包摂性機関の自律性オープンサイエンスと研究へのアクセス社会的信頼の醸成透明性、情報開示、誠実性
研究セキュリティとは	研究セキュリティの原則
<ul style="list-style-type: none">経済的、戦略的なリスクや国家的、国際的な安全保障のリスクをもたらす行為者や行動から研究コミュニティを保護する活動が伴う研究セキュリティの活動は国内及び国際的な研究インテグリティを保護し、特に国家や経済安全保障への脅威からの保護に重点を置くもの	<ul style="list-style-type: none">国益とグローバルな利益のバランス開放性の維持と研究セキュリティ協力と対話積極的な取組リスクへの相応性共同責任説明責任と責任適応性

13
14
15 ・ 研究セキュリティへの欧米主要国(米、英、加、仏、独)の共通認識

16
17 科学技術力強化は国家の重要課題であり、研究活動の原則である「学問の自由、公開性」を前提にした
18 国際連携は重要な手段である。一方で、地政学的緊張の高まり等の近年の国際情勢により、技術流出や悪
19 用等による経済安全保障上のリスクも生じている。これらのリスク軽減のため研究セキュリティの確保
20 は非常に重要。

21
22 研究セキュリティ確保の取組が、国際活動を制限・阻害するためのものであってはならない。可能な限
23 りアカデミアの自由・透明性・開放性を尊重し、研究セキュリティ確保との両立を目指し、バランスを取

1 ることが重要。また、人種・国籍に対する差別は回避しなければならない。

2

3 研究セキュリティ対応を進めるにあたって、政府とアカデミアの対話によりアカデミアの認識・理解を
4 醸成し、研究現場で実行可能なルールや取組の策定・推進が必須。

5

6 研究セキュリティ対応は、①リスクベースで評価を行い、②リスクがあると判断された場合は、真に保
7 護すべき研究領域を特定の上、「Small yard & High fence」、「As open as possible, as closed as necessary」
8 の原則により、リスクを軽減する必要がある。

9

10 【表● 各国の研究セキュリティへの対応状況】

	政府	ファンディング機関 (FA)	大学・研究者
米国	●CHIPS・科学法 ●大統領覚書 ●相談窓口、リスク評価ツール開発 (SECUREセンター)	●リスク評価プロセスを構築。 軽減策の妥当性は、大学との議論により決定。	●(研究者) NSPM-33に基づき所属・経歴(兼業、外国人材採用プログラム等)、資金の情報開示を徹底 ●(大学) 情報開示とリスク評価の体制整備、学内の意識啓発、専門家の人材育成
カナダ	●ガイドライン(「国際研究協力に関する国家安全保障ガイドライン」等) ●機微技術リスト、指定研究機関リストの公表 ●相談窓口 (Research Security Center) の設置	●リスク評価プロセスを構築。 軽減策の妥当性は、FAが判断。 ●同プロセスで必要とされた場合、安全保障関連機関によってリスク評価。	●(研究者) 全申請課題を対象に機微技術リストと指定研究機関リストに基づき、研究体制を申告 (STRAC)。民間機関と連携がある申請の場合にリスク評価フォームを提出 (NSGRP) ●(大学) 国予算で一部大学に研究セキュリティオフィスを設置。インテル経験者等配置。申告内容、提出フォームを確認・助言
英国	●国家安全保障・投資法 ●ガイダンス (Trusted Research Guidance) ●相談窓口 (RCAT) 設置	●リスク評価プロセスを構築。国際共同研究支援において、研究体制を確認。(デューデリジエンス) リスクが高い場合は軽減策などの条件付きで採択。(機関の責任で実施)	●(研究者) 全申請課題を対象として、輸出管理等の機微な研究分野リスト等を参照し、FAに研究の機微性、研究体制を申告。軽減策を相談。 ●(大学) 最終意思決定は独立機関として大学の責任と強調
仏国	●「科学技術潜在力の保護制度」(PPST) ●国が機密性の高い研究室特定(制限領域(ZRR))、セキュリティ担当官を配置。各省の研究セキュリティ担当官と連携しPPSTを運用。	●フランス国立研究機構(ANR)では、採択候補課題に国際連携や産業連携が含まれる場合は、高等教育相と共有し、判断を仰ぐシステム。	●(研究者・大学) 省により機密に指定された研究室(ZRR)については、保護(参加者、研究テーマの管理等)を行う。研究機関の研究セキュリティ担当官と省のセキュリティ担当との連携により運用
ドイツ	●国家安全保障戦略、中国戦略 ●教育研究省(現:研究・技術・宇宙省(BMFTR))が研究セキュリティに関するポジションペーパーを公表。	●ドイツ研究振興協会(DFG)の「国際連携におけるリスクへの対処にかかる勧告」ガイドラインに基づき、現在は国際連携を行う公募申請者に対し、研究リスクにかかる自己評価を行った申請者(新様式)の追加提出を要請。	●(研究者) 政府・FAのガイドラインを踏まえ、自己申告

11

12

※JST作成資料より

13

1 (3) ご協力頂いた有識者

2 「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」

3 構成員（五十音順、敬称略） ◎：座長、○：座長代理

天谷 雅行 慶應義塾大学 医学部 教授、理化学研究所 生命医科学研究センター センター長

伊藤 隆 前三菱電機株式会社 執行役員、経済安全保障統括室長

上田 正仁 東京大学大学院 理学系研究科 教授

川原 圭博 東京大学大学院 工学系研究科 教授

桑田 薫 東京科学大学 副理事

佐々木 孝彦 東北大学 副理事・金属材料研究所所長

佐宗 章弘 東海国立大学機構長補佐、名古屋大学 副総長

佐藤 康博 総合科学技術・イノベーション会議 非常勤議員、株式会社みずほフィナンシャル
グループ 特別顧問

榎木 哲夫 京都大学 理事・副学長

染谷 隆夫 東京大学大学院 工学系研究科 教授

恒藤 晃 国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事（兼）上級執行役員企画本部長
※第1回～第4回有識者会議

徳増 伸二 国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事（兼）上級執行役員経営企画本部長
※第5回有識者会議～

中尾 彰宏 東京大学大学院 工学系研究科 教授

◎橋本 和仁 内閣官房 科学技術顧問、国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

○宮園 浩平 総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員

山越 祥子 筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室 准教授

渡部 俊也 東京科学大学 副学長

1 (別紙)

2

3 「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本方針」(令和4年9月30日閣
4 議決定)において調査研究を実施する技術領域の参考として定めた20分類

5

6 ○ バイオ技術

7 ○ 医療・公衆衛生技術(ゲノム学含む)

8 ○ 人工知能・機械学習技術

9 ○ 先端コンピューティング技術

10 ○ マイクロプロセッサ・半導体技術

11 ○ データ科学・分析・蓄積・運用技術

12 ○ 先端エンジニアリング・製造技術

13 ○ ロボット工学

14 ○ 量子情報科学

15 ○ 先端監視・測位・センサー技術

16 ○ 脳コンピュータ・インターフェース技術

17 ○ 先端エネルギー・蓄エネルギー技術

18 ○ 高度情報通信・ネットワーク技術

19 ○ サイバーセキュリティ技術

20 ○ 宇宙関連技術

21 ○ 海洋関連技術

22 ○ 輸送技術

23 ○ 極超音速

24 ○ 化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)

25 ○ 先端材料科学

26

27

28